

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	老人福祉センター庭木管理業務委託	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 28 年 4 月 1 日	240,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	馬下保養センター庭木管理業務委託	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 28 年 4 月 1 日	257,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
3	軽度生活援助事業委託	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 28 年 4 月 1 日	1 時間あたり 846～1,116 円 (金額はサービス内容による)	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
4	高齢者生活安全訪問事業委託	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 28 年 4 月 1 日	1 件あたり 訪問 600 円 電話 250 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。